

松江市重要伝統的建造物群保存地区における松江市税賦課徴収条例の特例を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区に選定された本市の伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）内に所在する土地に対して課する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき松江市税賦課徴収条例（平成17年松江市条例第59号）の特例を定め、もって重伝建地区の歴史的環境の保存及び活用に資することを目的とする。

(固定資産税の特例)

第2条 重伝建地区内に所在する土地に対して課する固定資産税は、松江市税賦課徴収条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合の税額に相当する額を減額するものとする。

- (1) 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第3項第1号に規定する伝統的建造物に該当する家屋で文部科学大臣が定めるものの敷地の用に供する土地 2分の1
- (2) 前号以外の土地で家屋の敷地の用に供するもの 5分の1

(適用対象)

第3条 前条に規定する固定資産税の特例（以下「特例措置」という。）は、当該固定資産税の納税義務者に適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、松江市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和6年松江市条例第90号）の規定に違反している者に対しては、特例措置は適用しない。

(申請)

第4条 特例措置の適用を受けようとする者は、特例措置の適用を受けようとする初年度の初日の属する年の1月31日までに申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出後において申請内容に変更が生じた場合は、当該変更に係る特例措置の適用を受けようとする初年度の初日の属する年の1月31日までに申請書を市長に提出しなければならない。

(取消し)

第5条 市長は、特例措置の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特例措置の適用を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、特例措置の適用を受けたとき。
- (2) 第3条第2項に規定する事由が判明し、又は生じたとき。
- (3) 第4条第1項の規定による申請内容に変更が生じたにもかかわらず、同条第2項の規定に

よる申請書の提出をしなかったとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。